

家族心理学年報 編集委員会規程

制 定：2015年7月19日

最新改定：2017年9月1日

(趣旨)

第1条 家族心理学年報は、一般社団法人日本家族心理学会が出版する定期刊行物で1年に1回発行する。その編集を行うために家族心理学年報編集委員会（以下、年報編集委員会）を置く。

2. 年報編集委員会事務局は、一般社団法人日本家族心理学会事務局におく。

(組織)

第2条 年報編集委員会は、年報編集委員長1名と年報編集委員、および、若干名の年報編集顧問によって構成される。

2. 年報編集委員は、理事長および理事が兼務するものとし、年報編集委員長は理事会で選び、理事長が委嘱する。

3. 年報編集顧問を若干名設けることができる。年報編集顧問は、理事会の推薦、承認を経て、理事長が委嘱する。

4. 年報編集委員長、年報編集委員、年報編集顧問の任期は役員と同じく2年とする。但し、再任を妨げない。また、年報編集委員長は、連続して3期を超えてその任にあたることができない。

(任務)

第3条 年報編集委員長は、年報編集委員会の業務を統括する。年報編集委員長が何らかの事由で不在の場合は、あらかじめ委員長が指名した年報編集委員が、その職を代行する。

2. 年報編集委員は、第6条（1）～（3）で定める編集業務を担当する。

3. 年報編集顧問は、第6条（4）で定める業務を担当する。

(開催)

第4条 年報編集委員会は、理事会と兼ねて行われる。また、必要に応じて年報編集委員長が招集して開催する。

(議事)

第5条 年報編集委員会は、過半数の委員の出席がなければならない。

(職務)

第6条 年報編集委員会は、家族心理学年報の編集に関する次の事項を審議し、編集を進める。

（1）年報のテーマ企画、構成、執筆者の選定を行い決定する。

（2）年報編集委員長は、年報の構成案に基づき会員及び会員外の研究者・専門家等に特定論題の論文執筆を依頼する。

- (3) 必要に応じて、年報編集顧問に助言を求めることができる。
- (4) 年報編集顧問は、必要に応じて求められた助言を行う。

(改定)

第7条 この規程の改廃は、理事会での承認を得るものとする。

附則

1. 本規程は、2015年7月19日より施行する。
2. 本規程は、2017年9月1日に一部改定し、同日より施行する。